

「寒川町高度地区素案」に対する パブリックコメント実施結果について

—ご協力ありがとうございました。—

近年、マンション等の中高層建築物に係る周辺住民とのトラブルが見受けられるようになってきましたが、建築物の高さに係る制限は町内の一部だけにしか指定されていません。

町では、寒川町都市マスタープラン、建築物の現況調査、アンケート結果等に基づき、建築物の高さのルールについて検討を進めており、先日、都市計画法に基づく建築物の高さのルールである「高度地区」の素案について、パブリックコメントを実施いたしました。

お寄せいただいたご意見並びに町の考え方について公表いたします。

【意見募集期間】 平成23年10月12日（水）～平成23年11月11日（金）

【資料配付場所】 町役場情報公開コーナー、町役場本庁舎1階ロビー案内、都市計画課、町内各公民館、町民センター、健康管理センター、総合体育館、総合図書館、町ホームページ

【意見等提出状況】 意見等提出者数15名
意見総数36件

【意見に対する町の考え方】 別添のとおり

意見内容の概要

意見区分	意見数	
1	4	高度地区指定全般に関する意見
2	3	高さ制限に賛成または制限値の強化を望む意見
3	18	制限値の緩和を望む、あるいは高度地区が不要という意見
4	2	適用の除外、緩和に関する意見
5	8	合意形成、都市計画決定手続きの進め方に関する意見
6	1	その他(高度地区とは直接関係ない意見等)
36		意見数合計
15		回答者総数

寒川町 都市建設部 都市計画課

TEL0467-74-1111（代表）

e-mail : m-toshikei@town.samukawa.kanagawa.jp